

## 申告書作成時のチェック表

申告書の記入方法及び制度について詳細は、『事業所税の手引』71 ページから 81 ページをご覧ください。『事業所税の手引』は、宇都宮市公式ウェブサイトに掲載しておりますのでダウンロードしてご活用ください。(トップページ>税金(便利ショートカット)>軽自動車税・国民健康保険税・その他の市税>市たばこ税・鉱産税・入湯税・事業所税)

### 1 免税点の判定

| チェック                     | 項目  | 詳細  |
|--------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | 申告義務はありますか。<br>次の場合は申告義務があります。<br>【床面積】 800 m <sup>2</sup> を超える場合<br>【従業者数】 80 人を超える場合      | 決算期末日における市内事業所の床面積の合計と従業者数によって申告納付義務があるかどうかを判断します。  |
| <input type="checkbox"/> | 免税点判定を行いましたか。<br>次の場合は納付義務があります。<br>【床面積】 1,000 m <sup>2</sup> を超える場合<br>【従業者数】 100 人を超える場合 | 決算期の末日において <u>非課税施設を除いて事業所床面積が 1000 m<sup>2</sup>を超える場合は資産割の納税義務が生じ、非課税従業者を除いて従業者数が 100 人を超える場合は従業者割の納税義務が生じます。</u> |
| <input type="checkbox"/> | 自己所有の家屋だけで申告及び免税点判定をしていませんか。  | 事業所とは自己の所有に属するものであるか否か問わず、そこで継続して事業が行われる場所を言います。したがって、建物の所有者ではなく事業を行う法人・個人が納税義務者となります。                              |
| <input type="checkbox"/> | 事業所床面積や従業者数に計上漏れなどはありませんか。<br>【例】<br>・ 新設事業所の床面積を計上漏れした。<br>・ 前年以前に廃止した事業所の床面積を引き続き計上した。 など | 算定期間末日における事業所の現況を必ず確認してください。<br>役員(無給の役員は除く)も免税点判定における従業者数に含め、役員に対して支払われた給与は従業者割の課税標準に含めます。                         |
| <input type="checkbox"/> | 月割計算後の床面積で免税点判定していませんか。   | <u>資産割の免税点判定は算定期間末日における非課税部分を除いた延べ床面積で判定します。</u><br>免税点判定の結果、納税義務が生じる場合は月割計算後の床面積を課税標準として資産割額を算定します。                |

## 2 課税標準の算定（資産割）

| チェック                     | 項目  | 詳細  |
|--------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | 非課税とならない施設を非課税対象施設としていませんか。<br>【例】トイレや廊下 など       | 非課税対象施設について詳しくは『事業所税の手引』33～45 ページをご覧ください。   |
| <input type="checkbox"/> | 算定期間の <u>中途</u> で新設または廃止した事業所等について使用期間の月数は正しいですか。 | 新設した事業所は <u>新設した月の翌月から</u> 、廃止した事業所は <u>廃止した月までの</u> 月数で月割計算します。<br>具体例については、『事業所税の手引』10～16 ページをご覧ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 算定期間の <u>初日</u> に新設された事業所に関して月割計算していませんか。         | 算定期間の <u>中途</u> で新設された場合は月割で課税されますが、算定期間の <u>初日</u> に新設された事業所は中途の新設ではないため月割課税とはなりません。                   |
| <input type="checkbox"/> | 算定期間の中途で新設された開店前の店舗などを課税標準から除いていませんか。             | 開店前であっても、開店準備などが開始している場合は事業所と認定され、事業所税の課税対象となります。   |
| <input type="checkbox"/> | 算定期間の中途で廃止した事業所の床面積を課税標準床面積から除いていませんか。            | 免税点判定は、決算期末日の現況床面積で行いますが、免税点判定の結果、納税義務が生じた場合は中途で廃止した事業所の床面積も使用した月数分課税の対象となります。                          |

## 3 課税標準の算定（従業者割）

| チェック                     | 項目   | 詳細  |
|--------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> | 算定期間の中途で非課税の対象となる年齢に達した高齢者について、算定期間を通じて全ての給与を課税標準から除いていませんか。 | 従業者の給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、高齢者に該当することとなる従業者について、その従業者に係る給与のうち当該期間以降に係る給与等の額を控除して課税標準を算定します。 |
| <input type="checkbox"/> | 免税点判定に含める従業者、課税標準に含める給与は正しく算定されていますか。                        | 免税点判定に含める従業者の範囲及び課税標準に含める給与の範囲について詳しくは、『事業所税の手引』20 ページをご覧ください。  |